

この表は、小学校給食で使用する「特定原材料等」を含んでいる食品についての情報を掲載しています。

「特定原産地表示」とは、食品表示法で加工食品に表示するよう定められているアレルギーを起こしやすい物質のことで、現在は表示義務のある8品目と、表示が勧められている20品目、合計28品目があります。

「特定原材料等」とは、良品衣小法に表示するよう定められているアレルギーを起こしやすい物質のこと、現在は、衣小義務のいる品目と、表示が勧められている品目の合計2品目がめります。

●印 : 食品の原材料として使用しているもの。 (2品目までについて掲載。)

△印は、(表示義務のある品目のみ掲載。)混入の可能性があるもの。

×印 : 加工する前の原料品に含まれるもの。
(表示義務のある8品目のみ掲載。)

「しょうがっこうきゅうしょくこんだてひょう」との関係について

まいづりはいふ
毎月配付しています「しょうがっこうきゅうしょくこんだてひょう」には、
立入りして使用する食品をすべて記載しています

特に、頭と乳を使用する食品を含む献立には、独立記名の右側にマークを入れています。このため、原材料として頭や乳を使用している食品(三下顎に印が入れられている)を含む献立は、「しうががつこうきゅうしょくこんだてひょう」のみで確認できます。

〈調理施設について〉

「小学校は2年生で、かぎ開閉装置の説明が施設で行われる。その説明では、木造材構造等（くるみそばけ）を用いています。

小学校絶対賞は、民間業者の調理施設で「おかずを調理していくり、その調理施設では、特定原材料寺(くのみ)では、キワヒルズ以外)を使用していくり。

学校給食センター

📞 072-484-1389

＜アレルギー対応献立の特定原材料等を含む食品について＞